

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 年内（期限内）に検討・留意すべき事項～個人編～

2018 年の個人申告（課税期間：暦年）にあたり、年内に実行を検討すべき事項は以下のとおりです。

知っておきたい税制

項 目				内 容	要件・必要書類等
所得税	損失計上	原則	不動産譲渡	同じ所得内でのみ損失(譲渡損)を利益(譲渡益)と相殺可 例) 雑所得 (仮想通貨損失と為替差益)	＜要件＞確定申告
			雑所得		
			非上場株式譲渡		
			上場株式譲渡		
		上場株式等	上場株式等の譲渡損を上場株式の配当と相殺可、相殺後の損失を3年間繰越可	＜要件＞確定申告時に分離課税を選択	
		居住用財産	居住用財産の譲渡損を他の所得と相殺可、相殺後の損失を3年間繰越可	＜要件＞5年間居住、親族以外への譲渡、合計所得金額≦3,000万円、住宅ローン残高のある住宅の譲渡 ほか ※住宅買換えの場合の特例もあり	
	住宅ローン控除	①住宅借入金年末残高×1% ⇒税額から控除 (10年間控除あり) ②20～50万円 (居住年等により異なる)	＜要件＞合計所得金額≦3,000万円、床面積≧50㎡、返済期間10年以上 ほか ＜必要書類＞土地建物の売買契約書、借入金年末残高証明書、登記事項証明書、住民票の写し ほか ＜注意＞初年度：要確定申告 2年目以降：年末調整により適用可		
個人型拠出年金 (iDeCo)	個人型拠出年金支払額の全額を所得金額から控除	＜比較＞控除限度が個人年金型の生命保険料 (4万円) より大きい (全額控除)			
寄付金控除 (ふるさと納税)	①所得税：(寄付金額・所得金額×40%の少ない額)－2千円 ⇒所得から控除 ②住民税：(寄付金額－2千円) ×10% ⇒税額から控除	＜要件＞確定申告 (給与所得者は申告不要のワンストップ特例を選択できる場合あり) ＜必要書類＞寄付金受領書 ＜注意＞住民税控除は翌年 (≠2018年)			
贈与税	暦年課税		110万円までの財産贈与は無税	110万円までなら申告不要	
	相続時精算課税		2,500万円までの財産贈与は贈与時に課税せず相続発生時に相続税を課税 (2,500万円超過分は20%の一定税率課税)	＜要件＞60歳以上 (1/1現在) の父母・祖父母からの贈与 ＜注意＞選択撤回不能、贈与時点の時価で相続税課税	
	非課税	住宅取得等資金贈与	父母・祖父母から受けた住宅取得等目的の金銭贈与のうち700万円 (省エネ住宅等は1,200万円) が非課税	＜要件＞20才以上 (1/1現在)、合計所得金額≦2,000万円 ほか ＜注意＞消費税増税後は非課税枠拡大 ⇒1,000万円 (省エネ住宅等1,500万円)	
		教育資金一括贈与	父母・祖父母から受けた教育資金の一括贈与のうち1,500万円 (塾等は500万円) は非課税	＜要件＞金融機関で契約、30才未満 (贈与時現在) ※30才到達時の未使用額に課税	
		結婚子育て資金一括贈与	父母・祖父母から受けた結婚子育て資金の一括贈与のうち1,000万円 (結婚費用は300万円) は非課税	＜要件＞金融機関で契約、20才以上50才未満 (贈与時現在) ※50才到達時の未使用額に課税	

お見逃しなく！

2018 年より「給与所得者の配偶者控除申告書」（提出期限：年内最終給与支給日前日）が新設されました。

配偶者（特別）控除を受ける方は年末調整の際に提出が必要です。